

第4期昭島市障害福祉計画の策定について

資料 4

○計画策定の背景

国は、障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に障害者の定義の見直しや障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行した。また、平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行している。

昭島市では、平成24年3月に策定した現行の「第3期昭島市障害福祉計画（平成24年度～26年度）」が26年度に計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値並びに基礎調査結果等を検証し、国の基本指針や近年行われた障害者制度改革を踏まえ、「第4期昭島市障害福祉計画」を策定するものとする。

○計画の位置づけ

	障害者計画	障害福祉計画
内容	障害者施策の基本的方法について定める計画	障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画（計画期間は3年1期）
根拠法	障害者基本法(第11条)	障害者総合福祉法(第88条)
国	(第3次)障害者基本計画 平成25.9策定 計画期間：平成25年度～29年度	障害福祉計画に係る基本指針
都	東京都障害者計画 計画期間：平成24年度～平成26年度	第3期東京都障害福祉計画 計画期間：平成24年度～平成26年度
市	昭島市障害者計画 計画期間：平成24年度～平成26年度	第3期昭島市障害福祉計画 計画期間：平成24年度～平成26年度

一体的に策定【計画期間：平成27年度～平成29年度】

○主な計画内容

- 国の基本指針の理念【自立と共生の社会を実現 ・ 障害者が地域で暮らせる社会に】
 成果目標：◆施設入所者の地域生活への移行 ◆入院中の精神障害者の地域生活への移行
 ◆障害者の地域生活の支援 ◆福祉施設から一般就労への移行

○策定スケジュール

区分	平成26年												平成27年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
障害者自立支援推進協議会				●			●	●			●	(●)			
計画策定	計画策定打合せ	[スケジュールバー]													
	第4期計画策定指針・PDCAに関するマニュアル等情報収集	[スケジュールバー]													
	骨子案作成		[スケジュールバー]												
	課題等の把握・整理				[スケジュールバー]										
	素案の作成					[スケジュールバー]									
	指標等の検討						[スケジュールバー]								
	パブリック・コメント									[スケジュールバー]					
	計画書編集・印刷・製本											[スケジュールバー]			

○委託業者（コンサルタント業務）

(株)コクドリサーチ 多摩市馬引沢1-9-6